

(別紙)

諮問番号：令和6年諮問第7号

答申番号：令和6年答申第7号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇市長（以下「処分庁」という。）が児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第8条第2項の規定による審査請求人に対してなした令和5年9月14日付け児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 処分庁は、現況確認の結果、審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）の所得が審査請求人の所得を上回っていることから、配偶者を「生計を維持する程度の高い者」と判断し、令和5年9月14日付けで審査請求人に児童手当支給事由消滅処分を行い、通知書を送付した。
- 2 審査請求人は、令和5年10月7日付けで審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人と配偶者の所得の多寡のみをもって「生計を維持する程度の高い者」を判断して本件処分がなされたことは、世帯の諸事情を総合的に考慮して判断すべきという児童手当の受給資格の基準や取扱いから大きく逸脱したものであり、その判断方法は妥当ではなく、処分理由の提示も不十分である。また、本件処分について事前に何も知らされておらず、不利益処分をしようとする場合の手続が行われていないことから、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

児童手当の受給資格の認定に当たっては、原則として父母等のうち所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当すると判断するものである。また、児童手当の性質上、不利益処分をしようとする場合の手続は適用されないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 法令の規定等について

1 児童手当の支給認定について

法第7条第1項では、一般受給資格者が児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならないとされており、法第8条第1項では、市町村長が受給資格を認定した一般受給資格者に対して児童手当を支給するものとされている。また、法第17条第1項では、公務員に関する特例として、法第8条第1項の規定中「市町村長」を「当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市長村の長又はその委任を受けた者」に読み替えるものとされている。

2 児童手当の支給要件について

法第4条第3項で、父母等2人以上の者が児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父母等のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとされている。

3 不利益処分をしようとする場合の手続について

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項で、処分庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛て人となるべき者について、意見陳述のための手続を執らなければならないとされているが、同条第2項第4号で「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」は、これを適用しないと規定されている。

4 不利益処分の理由の提示について

行政手続法第14条第1項で、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと規定されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

法第4条第3項の「生計を維持する程度の高い者」の判断については、「児童手当Q&A集（令和4年7月19日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室）」において、まず父母等の間の所得の状況を考慮することになり、原則として所得の高い方が当該者に該当することになるとされており、審査請求人が主張している健康保険の適用状況や住民票上の取扱い等世帯の事情を勘案した上で判断するかどうかについては各自治体の裁量に委ねられていることから、処分庁が現況確認の結果、配偶者の所得が審査請求人の所得を上回っていたことをもって配偶者を「生計を維持する程度の高い者」と判断した本件処分は妥当である。その上で、本件処分は「生計を維持する程度の高い者」が審査請求人でなくなったことを理由になされたものであり、その理由は処分庁から審査請求人に送付されている児童手当支給事由消滅通知書及び当該通知に同封されていた受給者変更の案内を見れば明らかであるから、請求人が主張するように処分理由の提示が不十分であったとは認められない。

また、不利益処分をしようとする場合の手続については、児童手当の性質上、行政手続法第13条第2項第4号に該当することから同条第1項の規定は適用されないため、意見陳述のための手続を執らずに処分庁の職権により本件児童手当の消滅処理を行った本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和6年10月2日 審査庁が審査会に諮問

令和6年10月9日 第1回調査審議（第1部会）

令和6年11月1日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和6年11月11日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点について

本件処分の争点は、行政手続上適切な手続であったか及び審査請求人に実体上不利益が生じているかの2点であるから、以下検討する。

2 争点の検討

(1) 行政手続上適切な手続であったかについて

まず、処分が大量に行われる児童手当の支給事由の認定という性質上、本件処分は、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当することから、同条第1項の規定は適用されず、本件処分において、処分庁が意見陳述のための手続を執らなかったことに違法又は不当な点はない。

一方、行政手続法第14条第1項には、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと規定されているところ、本件児童手当支給事由消滅通知書には「消滅の理由」欄に「その他」としか記載されておらず、同封されていた「児童手当に係る受給者の変更について」にも

処分の根拠となった法令や条文の明示がされていない。よって、審査請求人にとって、どの法令の条文に基づきどういった理由で不利益処分がなされたのか知ることができる程度の記載があったかどうかという点においては不十分な点もあったと考えられる。

(2) 審査請求人に実体上不利益が生じているかについて

法第4条第3項に規定する「生計を維持する程度の高い者」の判断については、「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平成24年3月31日雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）」において「まず父母等の所得の状況を考慮すること」とされており、「児童手当Q&A集」においては「原則として所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当する」とされている。その上で、審査請求人が主張している健康保険の適用状況や住民票上の取扱い等世帯の事情を勘案する必要があるかどうかについては特段その必要性を認めるべき事情もないことから、審査請求人の配偶者を「生計を維持する程度の高い者」と判断したことに違法又は不当な点はない。

3 判断

以上から、本件処分に係る実体的審査に関しては、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

第9 付言

本件処分については、第8の2の(1)の後段で述べるとおり、処分理由の提示について不十分な点があったと考えられるため、今後の児童手当支給事由消滅処分に当たっては適正な手続が行われるよう留意されたい。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村和生
委員	岩崎文子
委員	岡川芙巳